

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.12.16 時点）	修正後
本県の地場産業は、長い歴史の中で先人の知力によって生まれ、地域の雇用を支える等、地域経済の中心的な役割を果たすとともに、地場産業から生み出される地場産品の価値を全国に発信してきた。 （中略） （目的） 第1条 この条例は、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関し、県の責務ならびに近江の地場産業事業者および県民の役割を明らかにするとともに、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の基本となる事項を定め、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大を図り、もって県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	<u>滋賀県は、古来より近江国と称され、東海道や東山道、北陸道の合流点となり、琵琶湖を通して日本海と大阪を繋ぐ水運交易の中継地となっていたことなどから、古くから交通の要衝となり、常に人やもの、情報が行き交い、こうした恵まれた地理的な条件を生かして、先進的なものづくり産業や独自のものづくりの文化が発展してきた。</u> 本県の地場産業は、長い歴史の中で先人の知力によって生まれ、地域の雇用を支える等、地域経済の中心的な役割を果たすとともに、地場産業から生み出される地場産品の価値を全国に発信してきた。 （中略） （目的） 第1条 この条例は、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関し、県の責務ならびに近江の地場産業事業者および<u>近江の地場産品製造等事業者（以下「近江の地場産業事業者等」という。）</u>ならびに<u>県民</u>の役割を明らかにするとともに、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の基本となる事項を定め、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大を図り、もって県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (27.12.16 時点)	修正後
(定義) 第2条 1～3 省略	(定義) 第2条 1～3 省略 4 この条例において「<u>近江の地場産品製造等事業者</u>」とは、前項第2号および第3号に掲げる物品を製造し、もしくは加工し、または生産する事業を行う者をいう。
(基本理念) 第3条 近江の地場産業および近江の地場産品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 省略 (2) <u>近江の地場産業事業者</u>の育成および支援を図ることができるよう、<u>近江の地場産業事業者</u>の経営基盤の強化を図ること。 (3)・(4) 省略	(基本理念) 第3条 近江の地場産業および近江の地場産品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 省略 (2) <u>近江の地場産業事業者等</u>の育成および支援を図ることができるよう、<u>近江の地場産業事業者等</u>の経営基盤の強化を図ること。 (3)・(4) 省略
(県の責務) 第4条 第1項 省略 2 県は、前項の規定による施策の策定および実施に当たっては、<u>近江の地場産業事業者</u>、市町、大学等の研究機関その他関係者との連携協力に努めるものとする。 3・4 省略	(県の責務) 第4条 第1項 省略 2 県は、前項の規定による施策の策定および実施に当たっては、<u>近江の地場産業事業者等</u>、市町、大学等の研究機関その他関係者との連携協力に努めるものとする。 3・4 省略

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.12.16 時点）	修正後
（近江の地場産業事業者の役割） 第5条 <u>近江の地場産業事業者</u>は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大に努めるものとする。 2 <u>近江の地場産業事業者</u>は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 第6条～第8条 省略 （近江の地場産業事業者の経営基盤の強化） 第9条 県は、<u>近江の地場産業事業者</u>の経営基盤の強化を図るため、経営の改善および合理化、資金の供給の円滑化その他必要な措置を講ずるものとする。 （近江の地場産業事業者の新商品の開発等） 第10条 県は、<u>近江の地場産業事業者</u>の競争力を強化し、近江の地場産品に対する新たな需要を開拓するため、新商品の開発等を図るための調査研究、多様な分野における事業の展開の促進その他必要な措置を講ずるものとする。	（近江の地場産業事業者等の役割） 第5条 <u>近江の地場産業事業者等</u>は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大に努めるものとする。 2 <u>近江の地場産業事業者等</u>は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。 第6条～第8条 省略 （近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化） 第9条 県は、<u>近江の地場産業事業者等</u>の経営基盤の強化を図るため、経営の改善および合理化、資金の供給の円滑化その他必要な措置を講ずるものとする。 （近江の地場産業事業者等の新商品の開発等） 第10条 県は、<u>近江の地場産業事業者等</u>の競争力を強化し、近江の地場産品に対する新たな需要を開拓するため、新商品の開発等を図るための調査研究、多様な分野における事業の展開の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（27.12.16 時点）	修正後
第 11 条以下 省略	第 11 条以下 省略